| | | | |
|---|---|---|---|
| DRCS | DRCS－0 | 04／0 | 2バイト符号 |
| | DRCS－1 | 04／1 | 1バイト符号 |
| | DRCS－2 | 04／2 | 〃 |
| | DRCS－3 | 04／3 | 〃 |
| | DRCS－4 | 04／4 | 〃 |
| | DRCS－5 | 04／5 | 〃 |
| | DRCS－6 | 04／6 | 〃 |
| | DRCS－7 | 04／7 | 〃 |
| | DRCS－8 | 04／8 | 〃 |
| | DRCS－9 | 04／9 | 〃 |
| | DRCS－10 | 04／10 | 〃 |
| | DRCS－11 | 04／11 | 〃 |
| | DRCS－12 | 04／12 | 〃 |
| | DRCS－13 | 04／13 | 〃 |
| | DRCS－14 | 04／14 | 〃 |
| | DRCS－15 | 04／15 | 〃 |
| | マクロ | 07／0 | 1バイト符号 |
| 備考1　DJCSは、JIS　C　6226（1983）の第2水準漢字の符号集合をいう。<br>2　マクロは、別表第二十号に示すとおりとする。 | | | |

3　八単位符号体系以外の符号体系を透明モード符号体系といい、それからの復帰は、データユニットのデータ長の指定により行う。

**別表第二十号**　文字及びモザイク図形表示による図形の符号化

| 項目 | 符号化の内容 |
|---|---|
| 1　文字符号集合の種別及び符号構成 | ⑴　文字符号集合の種別は、漢字系集合、英数集合、平仮名集合、片仮名集合、モザイク集合、外字符号集合及びマクロ符号集合とする。<br>⑵　漢字系集合、英数集合、平仮名集合、片仮名集合及びモザイク集合の符号構成は、それぞれ別記第1から別記第5までに示すとおりとする。<br>⑶　ノンスペーシング文字は、別記第1の⑴1区13点から18点及び同⑵2区94点の文字とし、ノンスペーシングモザイクは、別記第5の⑶及び同⑷のモザイクとする。<br>ノンスペーシング文字及びノンスペーシングモザイクは、後続する符号により指定される文字、モザイク又はスペース等と合成して表示する。ノンスペーシング文字及びノンスペーシングモザイクの符号と合成する文字、モザイク又はスペース等の符号間に使用できる符号は、別記第6の第1欄に示すとおりとする。<br>⑷　外字符号による符号化は、次のとおりとする。<br>ア　外字符号に使用する符号は、1バイト符号又は2バイト符号とする。<br>イ　1バイト外字符号は、DRCS－1からDRCS－15までの15集合とし、各集合は94字（2／1から7／14を使用する。列番号／行番号の表記方法において、列番号が1桁で表記されている場合は、列番号は、b7からb5までの3ビットの2進値により示されるものとする。以下別表において同じ。）で構成される。<br>ウ　2バイト外字符号集合は、DJCS及びDRCS－0の集合とする。DJCSは、漢字系集合の48区1点から84区4点までの符号の集合（JIS　C　6226（1983）の第2水準漢字）とし、その符号化は、別記第7に示すとおりとする。DRCS－0は、2バイトで構成される符号表とし、1区1点から94区94点までの8,836字で構成される。<br>エ　DRCSのパターンデータの符号化は、別表第二十五号に示すとおりとする。<br>⑸　マクロ符号集合は、文字（モザイク図形表示及びDRCS図形表示の図形を含む（以下この表において同じ。）。）符号及び制御符号からなる一連の符号列（以下「マクロ文」という。）を一つの符号（以下「マクロ符号」という。）により代表して使用する機能（以下「マクロ定義」という。）の符号集合をいう。<br>マクロ符号集合による符号化は、次のとおりとする。<br>ア　マクロ文の定義は、別記第11のマクロ指定により行う。<br>イ　マクロ符号は、1バイト符号とし、94種（2／1から7／14を使用する。）で構成される。<br>ウ　マクロ符号を指定した時、マクロ文の符号列の復号を実行する。マクロ定義を行わない場合は、別記第8に示すデフォルトマクロ文による。 |
| 2　制御機能の符号化 | ⑴　C0制御符号の符号の構成及びその機能は、それぞれ別記第9及び第10に示すとおりとする。<br>なお、パラメタを伴う場合は、各符号の直後にそのパラメタを送出する。<br>⑵　C1制御符号の符号の構成及びその機能は、それぞれ別記第9及び別記第11に示すとおりとする。<br>なお、パラメタを伴う場合は、各符号の直後にそのパラメタを送出する。<br>⑶　SP（スペース）は、指定された表示区画内を全て背景色とし、DEL（デリート）は、指定された表示区画内をすべて前景色とする。<br>⑷　拡張のための符号コントロールシーケンスイントロデューサーによって拡張される制御符号は、別記第12に示すとおりとする。 |